

職業能力開発校における外国人の受入れについて

出入国在留管理庁

在留資格「研修」

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の四

在留資格	本邦において行うことができる活動
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習の項の下欄第一号及びこの表の留学の項の下欄に掲げる活動を除く。）

○ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活 動	基 準
法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動	一 申請人が修得しようとする技能等が同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。 二 申請人が十八歳以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。 三 申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技能等を修得しようとする事。 四 申請人が受けようとする研修が研修生を受け入れる本邦の公私の機関（以下「受入れ機関」という。）の常勤の職員で修得しようとする技能等について五年以上の経験を有するものの指導の下に行われること。 五 申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修（商品の生産若しくは販売をする業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技能等を修得する研修（商品の生産をする業務に係るものにあつては、生産機器の操作に係る実習（商品を生産する場所とあらかじめ区分された場所又は商品を生産する時間とあらかじめ区分された時間において行われるものを除く。）を含む。）をいう。第八号において同じ。）が含まれている場合は、次のいずれかに該当していること。 イ 申請人が、我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が自ら実施する研修を受ける場合 ロ 申請人が独立行政法人国際観光振興機構の事業として行われる研修を受ける場合 ハ 申請人が独立行政法人国際協力機構の事業として行われる研修を受ける場合 ニ 申請人が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油開発技術センターの事業として行われる研修を受ける場合 ホ 申請人が国際機関の事業として行われる研修を受ける場合 ヘ イからニに掲げるもののほか、申請人が我が国の国、地方公共団体又は我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人若しくは独立行政法人の資金により主として運営される事業として行われる研修を受ける場合で受入れ機関が次のいずれにも該当するとき。 （1）～（5）（略） ト 申請人が外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる機関の常勤の職員である場合で受入れ機関がへの（1）から（5）までのいずれにも該当するとき。 チ 申請人が外国の国又は地方公共団体の指名に基づき、我が国の国の援助及び指導を受けて行う研修を受ける場合で次のいずれにも該当するとき。 （1）申請人が外国の住所を有する地域において技能等を広く普及する業務に従事していること。 （2）受入れ機関がへの（1）から（5）までのいずれにも該当すること。 六 受入れ機関又はあっせん機関が研修生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること。 七 受入れ機関が研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から一年以上保存することとされていること。 八 申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修が含まれている場合は、当該実務研修を受ける時間（二以上の受入れ機関が申請人に対して実務研修を実施する場合にあつては、これらの機関が実施する実務研修を受ける時間を合計した時間）が、本邦において研修を受ける時間全体の三分の二以下であること。ただし、申請人が、次のいずれかに該当し、かつ、実務研修の時間が本邦において研修を受ける時間全体の四分の三以下であるとき又は次のいずれにも該当し、かつ、実務研修の時間が本邦において研修を受ける時間全体の五分の四以下であるときは、この限りでない。 イ 申請人が、本邦において当該申請に係る実務研修を四月以上行うことが予定されている場合 ロ 申請人が、過去六月以内に外国の公的機関又は教育機関が申請人の本邦において受けようとする研修に資する目的で本邦外において実施した当該研修と直接に関係のある研修（実務研修を除く。）で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するもの（受入れ機関においてその内容が本邦における研修と同等以上であることを確認したものに限る。）を受けた場合

育成就労制度の概要

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定**し、これを**受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

監理支援機関の 許可制度

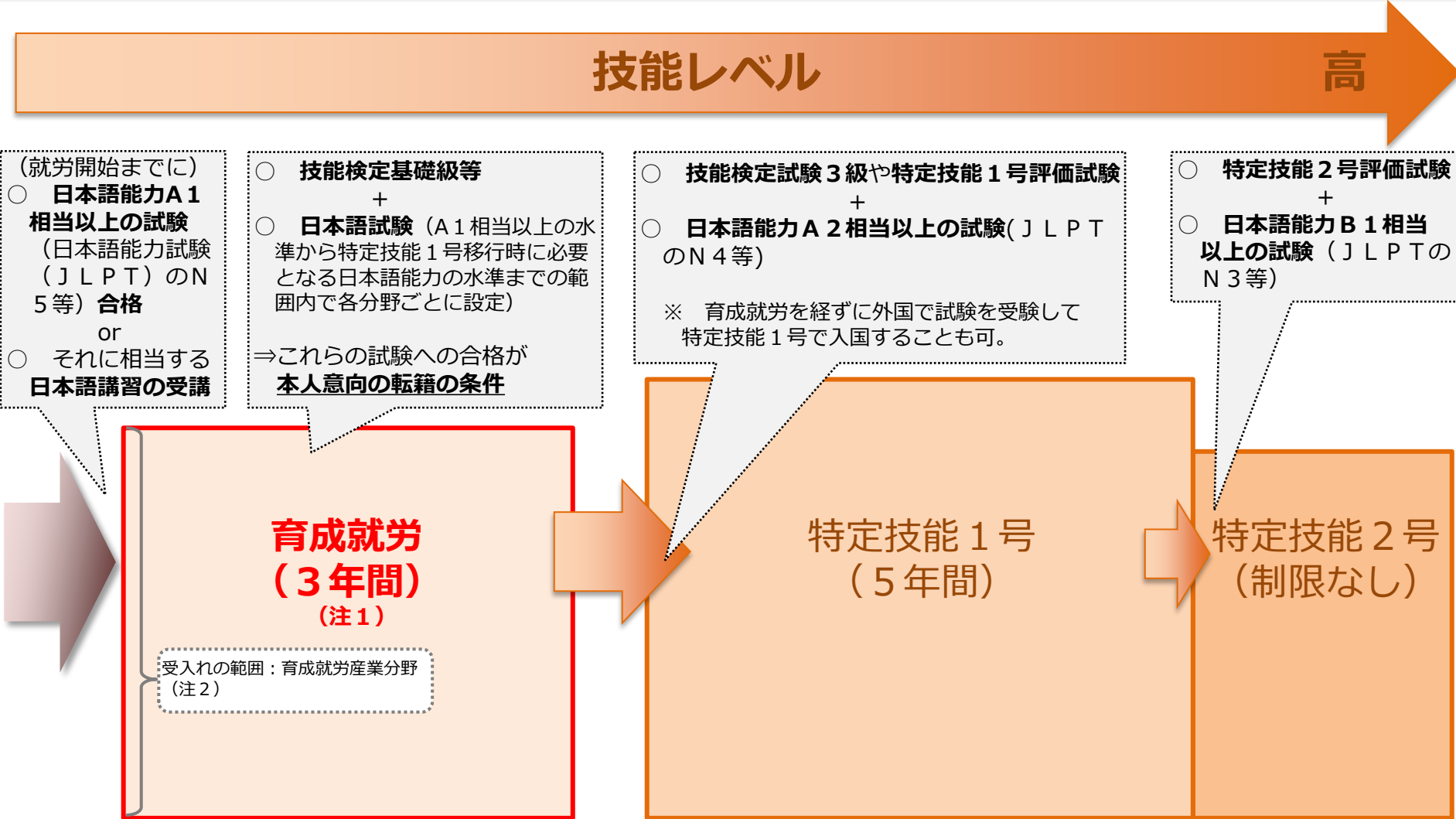
（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や**送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入**など、送出しの適正性を確保する。

・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。

・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組



(注 1) 特定技能 1 号の試験不合格となった者には再受験のための最長 1 年の在留継続を認める。

(注 2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用 形態
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1業務区分〕	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・建築物内部の清掃 〔1業務区分〕	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・繊維製品製造 ・縫製 〔10業務区分〕	直接
国土交通省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 〔3業務区分〕	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等		・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 〔3業務区分〕	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 〔1業務区分〕	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2業務区分〕	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接
	自動車運送業	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等		・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 〔3業務区分〕	直接
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等		・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) 〔5業務区分〕	直接
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	飲食料品製造業	139,000人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験		・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) 〔1業務区分〕	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 〔1業務区分〕	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) 〔1業務区分〕	直接
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 〔1業務区分〕	直接